

野外焼却（野焼き）は

禁止されています！

ドラム缶での焼却



ブロック・鉄板積み焼却



穴を掘っての焼却



これらも違法な焼却となります。**絶対**に行わないでください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、
廃棄物の野外焼却は**原則禁止**されています。



海岸漂着物の 野焼きも**禁止**されています！



違反すると

5年以下の拘禁刑 又は
1,000万円以下の罰金
(法人は**3億円**以下の罰金)

又はその併科に処せられます。



例外として認められる焼却（廃棄物処理法施行令第14条）

① 国又は地方公共団体の 管理のために必要な焼却



② 災害の予防・応急対策・ 復旧のために必要な焼却



③ 風俗習慣・宗教上の 行事のために必要な焼却



④ 農業・林業・漁業を営む ためにやむを得ない焼却



⑤ たき火その他日常生活で 通常行われる軽微な焼却



※例外にあたる場合でも、煙や悪臭により近隣住民の迷惑になる行為はやめましょう。

※**廃タイヤ、廃ビニール、プラスチック類などの焼却は、例外であっても一切認められません。**

長崎県県南保健所

お問い合わせ先

長崎県県南保健所衛生環境課

〒855-0043 島原市新田町347-9

電話番号 0957-62-3288 FAX 0957-64-6520

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（焼却の禁止）

第16条の2（抜粋）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物処理法施行令 第14条（抜粋）第1項

法第16条の2第3号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 河川敷の草焼き、道路敷の草焼き等
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例) 災害時の木くずの焼却、凍霜害防止のための稲わらの焼却等
- (3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) どんどこ焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例) 農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝葉等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
- (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例) たき火、キャンプファイヤー、落ち葉焚き等

⚠ 例外にあたる焼却であっても、生活環境への配慮が必要で、煙や悪臭によって近隣住民の迷惑にならないようにしましょう。

罰則（廃棄物処理法 第25条）

- 1 第16条の2の規定に違反して廃棄物の焼却をした者は、**5年以下の拘禁刑**もしくは**1,000万円以下の罰金**、又はこれらの併科に処する。
- 2 第16条の2の規定に違反して廃棄物の焼却をしようとし、又は焼却する目的で廃棄物を収集した、若しくは運搬した者も、前項と同様とする。

（法人に対する罰則：第32条）

法人の代表者、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関し第25条第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、**3億円以下の罰金刑**を科する。



不法焼却の未遂・予備行為も処罰の対象です！

不法焼却をしようとしている時点（点火、油の散布、準備行為など）も、未遂罪として処罰されます（廃棄物処理法 第25条第2項、第1項第16号）。

焼却設備の基準（廃棄物処理法施行令第3条の2 等）

廃棄物を焼却するには、構造・維持管理等が基準に適合した焼却設備と、焼却基準に従った方法で行う必要があります。

- ・ 燃焼室内で発生するガスの温度が800℃以上で焼却できること
- ・ 燃焼に必要な量の空気の過風が行われること
- ・ 外気と遮断された状態で定量ずつ投入できること
- ・ 燃焼室内のガス温度を測定する装置を設けること
- ・ 高温での焼却を維持するための助燃装置を設けること 等



⚠ **野焼き（野外焼却）は、法律で禁止されています！**

ルールを守り、きれいな長崎県を次の世代へつなぎましょう。

